

201203号

## 消費者被害注意情報

☆「劇場型」と絆創膏はどこにでもくっつく!?

平成24年 7月 5日

島根県環境生活総務課

消費とくらしの安全室

Tel 0852-22-5103

Fax 0852-32-5918

E-Mail [syohisen@pref.shimane.lg.jp](mailto:syohisen@pref.shimane.lg.jp)

## 仏像販売を題材にした「劇場型」の手口が急増しています!

「A社から高名な仏師の仏像を買ってくれたら、うち（B社）が高く買い取ります」と勧誘する手口の相談が4月以降全国で急増しています。島根でも勧誘事例が!



だまされないゾウくん  
島根県消費者センター  
マスコットキャラクター

### ● 「劇場型」の手口は……

消費者被害注意情報でも繰り返しお伝えしてきた「劇場型」の手口。売り手役・買い取り役・勧め役など複数の業者が互いに無関係を装って登場し、消費者に対し「高く買い取りますから」「絶対儲かります」とあおって架空もしくは価値のないものを売りつけるものです。この手口で売られる「商品」は未公開株・社債・鉱物や水資源の権利など様々ですが、今回は投資関係ではなく、なんと仏像です。

### ● 出身地の多い仏師様!?

全国の相談事例から見てくる典型的なパターンはこんなものです。

ある日突然仏具店を名乗るA社から仏像販売のパンフレットが送られてくる。次にB社から電話がかかり「A社のパンフレットが届いていませんか? 高名な仏師Cさんの仏像なのですが、Cさんはそちらの県のご出身なので県民にだけ特別に販売されるんですよ。うちのお客さんで欲しがっている方がいるので、是非パンフレットを当社に買い取らせてください」最初はアヤシイと思ったけれど、D社E社F社と複数の会社から同じような電話があるのでつい信用してしまい、いつの間にかパンフレットではなく高価な仏像を消費者が代理購入する羽目に……。

全国の相談事例を見ると、**全く違う県の人に同じように「仏師様はそちらのご出身で」と勧誘している**ことが分かります。つまり、でたらめ。劇場型の一般的な特徴は「この商品はあなたしか買えない、だから我が社の代理で買ってくれ」というもっともらしい理由付けで、そういう嘘をついているわけですね。

また、今回の事例ではA社もB社もそれぞれ東京の一等地を事務所として表示していますが、どちらも過去に悪質商法の住所表示に使われたことのある場所（おそらく郵便物受け取りを代行する私設私書箱業者）であることが、公的機関の調査等で分かっています。

こうしたことはネットで調べるだけでも割と簡単に分かります。だからこそ**悪質業者は短期集中で消費者に買わせようとする**もの、皆さん注意してくださいね!

### ● 「劇場型」である時点で疑おう!

島根県でもこの業者について数件の相談が寄せられていますが、いずれも申込みをする前だったので、被害に遭わずにすみました。「劇場型」の勧誘は**まず疑ってかかる**ことが必要です。皆さんのところにこうした勧誘があったら、是非お近くの役場の相談窓口または県消費者センターに情報をお寄せください。

相談電話 県消費者センター0852-32-5916 石見地区相談室 0856-23-3657